

国海環第130号  
令和3年3月31日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

海洋汚染等防止法検査の方法及び原動機の放出量確認等業務要領の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査の方法及び原動機の放出量確認等業務要領の一部を別添のとおり改正することといたしましたので、ご承知頂きますようお願いいたします。  
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

# 海洋汚染等防止法検査の方法及び原動機の放出量確認等業務要領の 改正について

## 1. 背景

船舶から放出される窒素酸化物（NOx）を削減するため、海洋汚染防止条約附属書 VI 第 13 規則により、船舶で使用する原動機からの NOx 放出量が規制されており、当該規制に適合するように、原動機からの NOx 放出量確認の試験、検査及び認証に関する要件については NOx テクニカルコードにおいて定められている。

### 1. 1 パラメータ記録簿に関する電子記録簿の取り入れ

NOx テクニカルコードにおいては、船舶へ搭載する原動機へ NOx 放出量に影響を与える当該原動機の構成部品及び運転設定値の調整又は交換等を記録するための記録簿（以下「パラメータ記録簿」という。）を備え置かなければならない。今般、国際海事機関（以下「IMO」という。）の第 74 回海洋環境保護委員会（MEPC74）において、当該記録簿に代えて、IMO で策定したガイドラインに基づき主管庁の承認を得た電子記録簿を使用することを認める改正案が採択された。

### 1. 2 SCR 装置に関するガイドラインの一部改正

NOx3 次規制に対応するために NOx 放出量低減装置の一つである選択触媒還元（SCR）装置を取り付けた原動機の認証要件を定めるガイドライン（MEPC.291(71)）について、適用関係を明確にする一部改正案が採択された（MEPC.313(74)）。

## 2. 主な改正概要

### 2. 1 パラメータ記録簿に関する電子記録簿の取り入れ

海洋汚染等防止法検査の方法に規定している、パラメータ記録簿の確認により原動機に係る定期的検査を行う方法（パラメータチェック法）の規定に、電子記録簿によるパラメータ記録簿を取り入れ定期的検査の際に確認するよう改正を行う。

### 2. 2 SCR 装置に関するガイドラインの一部改正

適用関係を明確にする一部改正を取り入れるため、当該ガイドラインを規定している原動機の放出量確認等業務要領の一部を改正する。

## 3. 施行日

（決裁日）